

## うちこ子育て応援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てられる環境の整備を図るため、応援券を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳児 平成29年4月1日以降に出生した者（死産を除く。）で、内子町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法第81号。以下「法」という。）第5条に規定する内子町の住民基本台帳に記録されている者で、満1歳に満たないものをいう。
- (2) 保護者 対象乳児の親権を行う者又は後見人で対象乳児を現に監護し、かつ、生計を同じくする者であって、内子町に居住し、法第5条に規定する内子町の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (3) 応援券 乳児に必要な子育て用品の購入に充てることができる、内子町が発行する「うちこ子育て応援券」（様式第1号）をいう。
- (4) 登録店舗 うちこ子育て応援事業（以下「事業」という。）に賛同し、かつ、応援券の利用をすることができるもので、内子町が登録した店舗をいう。

### (応援券交付の対象)

第3条 応援券の交付を受けることができる者は、対象乳児の保護者（以下「交付対象者」という。）とする。

### (応援券の交付申請)

第4条 交付対象者が応援券の交付を受けようとするときは、うちこ子育て応援券交付申請書（様式第2号）を対象乳児の1歳の誕生日の前日までに町長に提出しなければならない。

### (応援券の額等)

第5条 応援券は、1枚3,000円の12枚づりを1セットとし、対象乳児1人に対して1セットを限度とする。

2 応援券の有効期限は、交付した年度の翌年度末までとする。

### (応援券の交付)

第6条 町長は、第4条の規定による応援券の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、応援券を交付対象者に交付する。

### (応援券の利用等)

第7条 応援券で購入できる用品は、対象乳児の子育てに必要なものとする。

2 応援券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、第5条第2項の有効期限内に、第9条に規定する登録店舗において当該応援券を使用することができる。

3 購入しようとする子育て用品の代金が応援券の額面を下回ったときは、差額の払戻しはない。

### (応援券の返還等)

第8条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用の応援券があつた場合は応援券の返還を命ずることができる。

- (1) 対象乳児が、死亡し、又は町外に転出したとき。

- (2) 応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。
  - (3) 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
  - (4) 虚偽その他不正の行為により、応援券の交付を受けたとき。
  - (5) その他応援券の交付に関する町長の指示事項を遵守しないとき。
- 2 町長は、前項のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(登録店舗等)

第9条 事業に賛同し、応援券の利用できる店舗として指定を受けようとする者は、うちこ子育て応援券登録店舗指定申請書（様式第3号）を町長へ提出しなければならない。

- 2 町長は、前項及び次項に規定する指定申請書の提出があり、応援券の利用できる店舗として適当と認める場合は、うちこ子育て応援券登録店舗と指定し、うちこ子育て応援券登録店舗指定書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録店舗の指定を受けた者が当該登録店舗に変更、追加、廃止等がある場合は、うちこ子育て応援券登録店舗変更指定申請書（様式第3号）を町長へ提出しなければならない。

(登録店舗の取消し等)

第10条 町長は、登録店舗の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定を受けた者の責めに帰すべき事由により事業を継続することができないと認めるときは、登録店舗の指定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
  - (2) 登録店舗の指定を受けた者が指定の取消しを申し出たとき。
  - (3) 登録店舗の故意による不正使用等があったとき。
  - (4) 指定を受けた者が虚偽その他不正の行為により、助成金交付請求を行ったとき。
  - (5) その他応援券の支給に関する町長の指示事項を遵守しないとき。
- 2 町長は、登録店舗の指定を受けた者が前項第3号又は第4号の規程に該当し、必要があると認めるときは、当該登録店舗が次条の規定により受領した応援券に対して交付を受けた助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 第1項の規定により、町長が登録店舗の指定を取り消した場合において、登録店舗として指定されていた店舗が既に受領した応援券を有する場合は、登録店舗の指定を受けた者は、当該応援券に係る助成金の交付請求を行えるものとする。

(助成金の請求手続)

第11条 登録店舗の指定を受けた者は、毎月初日から末日までに受領した応援券を登録店舗ごとに集計し、やむを得ない場合を除き翌月の20日までにうちこ子育て応援券登録店舗助成金交付請求書（様式第5号）に添えて、町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適正と認めるときは、請求のあった月の翌月末日までに助成金を交付するものとする。
- (その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度の事業から適用する。